

(別表1付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号）
根拠条項	第37条第1項
許認可等の概要	石油コンビナート等災害防止法第三十四条第一項の規定による緑地等の設置に要する費用のうち、第一種事業者が負担すべき額についての共同納付の承認。 行政庁 緑地等の設置を行った地方公共団体 一般的には市町村、広域にわたって設置される緑地である場合又は財政上の理由等から市町村が実施することが困難なものである場合には、都道府県
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定（未設定イ） <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	審査基準を設定できていないため、審査事務に要する期間が想定できず、標準的な期間の設定が困難であるため。
担当部課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ      電話番号 011-204-5009（直通）
担当者名	